

随意契約の結果

【令和7年7月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
建物賃貸借契約（賃貸ショップ取 手駅前）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和7年7月9日	(株) 海方ビル 茨城県取手市取手 3丁目 4 番 8 号	2050001027424	8,179,000円	8,179,000円	100.0%	当該契約は、募集業務を実施するために使用する営業窓 口（UR賃貸ショップ取手駅前）の賃貸借契約である。立 地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると 判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したもので あるが、当該募集業務は現在も継続中であり、引き続き 当該物件を営業窓口とすることが業務遂行上必要である ことから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づ き、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
広告看板設置に関する契約（賃貸 ショップ取手駅前）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和7年7月9日	(株) 海方ビル 茨城県取手市取手 3丁目 4 番 8 号	2050001027424	3,300,000円	3,300,000円	100.0%	当該契約は、募集業務を実施するために使用する営業窓 口（UR賃貸ショップ取手駅前）の賃貸借契約に付随して 締結する案内看板設置に係る契約である。当該募集業務 は現在も継続中であり、引き続き当該物件を営業窓口と し、案内看板についても継続して設置することになるこ とから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、 前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
千葉A：南船橋駅広告パネル制 作・掲出業務（令和7年8月）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和7年7月14日	(株) 電通東日本 東京都港区東新橋 1-8- 1	1010401050996	3,642,870円	1,981,320円	54.4%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図 る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに 関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有 する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあ たっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に 最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3 項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
千葉A：令和7年度夏CP駅ポス ター制作・掲出業務（令和7年 8・9月）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和7年7月14日	(株) 電通東日本 東京都港区東新橋 1-8- 1	1010401050996	3,208,396円	2,962,876円	92.3%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図 る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに 関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有 する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあ たっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に 最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3 項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				